市街化調整区域内で
農家住宅、農業用倉庫などの建築を計画しておられる方へ

市街化調整区域において開発行為（土地の造成等）や建築行為、建築物の用途変更などを行う場合は、原則として都市計画法による許可手続きが必要となります。

市街化調整区域における農家住宅や農業用倉庫などの建築行為等ついては都市計画法による許可手続きを不要とする取扱いもありますが、その場合でも都市計画法に係る協議・調整が必要となりますので、あらかじめ亀岡市役所２階都市計画課開発係の窓口までご相談ください。

＜都市計画法に係る相談の際に確認させていただく主な書類＞

① 設置者及び管理者が農業を営むものであることの証明書
⇒個人の場合：農家証明書（亀岡市役所３階農業委員会にて発行）
⇒法人の場合：履歴事項全部証明書（法務局にて発行）、定款
② 予定建築物の計画図（配置、平面、立面、断面）
③ 計画地と耕作地の位置関係を示した地図
※計画地と耕作地の地名地番、地目、地積を記載してください。
※計画地と耕作地の位置関係によっては、計画の妥当性（合理性）を記載した理由書の提出が必要となる場合があります。
④ 計画地の登記地図及び登記事項証明書
⑤ 計画地の現況写真

＜ 問 合 せ 先 ＞

亀岡市まちづくり推進部
都市計画課　開発係
亀岡市安町野々神８（市役所２階）
℡：０７７１－２５－５０４７

※ 都市計画法による許可手続きが不要となる場合であっても、建築基準法の規定による建築確認申請等は別途必要となります。
建築確認を申請する前には、都市計画課開発係へ事前協議書を提出していただきますようお願いします。
なお、建築基準法に関するお問い合わせは、京都府南丹土木事務所建築住宅課（℡：０７７１－６２－０３６４）にお願いします。